

2021 年 4 月 9 日(金曜日)

〔ファクスだより〕

『船員行政ニュース』 1075 国土交通省海事局 船員政策課

令和3年度船員災害防止実施計画について③

今週は、疾病に対応した取り組み(対策)について紹介します。

疾病発生 の 現状

生活習慣病(心疾患等循環器系疾患・悪性新生物等)が、令和元年度の疾病による死亡原因の半数を占めています。新型コロナウイルス、インフルエンザやノロウイルスの感染症が、ひとたび発生したら船内で急速に広がり、重大な事態となります。

これらの疾病に対応するため、船員は日ごろからの健康管理を、船舶所有者は船員の健康状態の把握に努め、疾病の種類に応じて、次の防止対策を行うようにしてください。

▽生活習慣病対策

- ・定期的・継続的な健康検査で、健康状態の把握に努める。
- ・食生活の改善、適度な運動、喫煙の節制などに努める。
- ・船舶所有者は、栄養バランスが確保された食事を船内で提供できるように、停泊地での外部供食サービス利用や、レシピーの提供などによる船内調理業務の負担軽減に取り組む。

▽感染症対策

- ・感染症の予防対策としては、正しい知識と最新の動向を把握するとともに、それぞれの感染症に応じた予防対策を徹底する。
- 「新型コロナウイルス対策」としては、換気の徹底アルコール消毒の実施、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、体温測定等による体調管理など日々の感染防止に努める。
- ・「インフルエンザ対策」としては、予防接種を積極的に受けるようにする。
- ・「ノロウイルス対策」としては、調理前の手洗い、食品の十分な加熱処理、調理器具の消毒、感染者の排せつ物およびおう吐物の適切な処理などを徹底する。

▽熱中症対策

- ・暑い日は、自覚症状がなくても水分・塩分を補給する。
- ・めまい、頭痛や吐き気などの異変を感じたら無理をせず、管理者に申し出て日陰で休むようにする。

▽パワーハラスメントの防止とメンタルヘルス確保の取り組み

- ・パワーハラスメントの防止対策が制度化され、令和2年6月から施行された。船舶所有者は同制度に基づく相談窓口の設置、社内研修の実施等の対策を適切に講じる。
- ・メンタルヘルスについては、「労働者の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省)を参考に、ストレスチェック等を活用したセルフケア、船長・衛生担当者などの管理監督者によるラインによるケア、人事労務スタッフなどによるケアの実施に取り組む。

▽受動喫煙防止対策

- ・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(厚生労働省)を参考に、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚、情報の収集・提供など、船員の受動喫煙防止対策の推進に努める。

3週にわたり紹介した「令和3年度船員災害防止実施計画」に沿った、災害防止活動の取り組みに努めてください。

令和3年度船員災害防止実施計画

<http://www.mlit.go.jp/common/001397239.pdf>